

障害のある学生の修学・就職支援促進事業（手話通訳推進拠点） 審査要項

障害のある学生の修学・就職支援促進事業（手話通訳推進拠点）において支援する事業の選定に係る審査は、本審査要項により行うものとする。

I 審査方法

審査は、外部有識者からなる「障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会」（以下「委員会」という。）において、「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により行い、これに基づく合議審査により選定候補事業を決定する。

文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

1. 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2. 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

3. 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議審査を行い、選定候補事業を決定する。

Ⅱ 審査方針

1. 評価項目

選定に当たっては、以下の①～⑧に留意して審査を行う。

①【事業目的・目指すべき姿】

1. の背景・目的を踏まえて、申請する事業の目的や目指すべき姿が明らかにされていること。

②【手話通訳等の実態把握】

大学等における聴覚障害の学生に対する支援例等を調査し、手話通訳の利用方法、授業毎による手話通訳等による支援方法等を把握する計画となっているか。また、聴覚障害の学生にアンケートを実施する等、聴覚障害の学生自身の支援に対するニーズを把握する方策が計画されているか。

③【ガイドラインや実践例の策定】

ガイドラインやパターン別の実践例等を作成・公表する計画となっているか。(例えば、大学等における手話通訳者の利用方法や、手話通訳者の授業別や学術分野別の通訳方法等を作成することを想定している。)

また、事業実施1年目にガイドライン・実践例等を作成・公表される計画となっているか。

④【研修やコンテンツの作成】

②の大学等の実態を踏まえた研修の実施やコンテンツ等を作成・公表する計画となっているか。(例えば、手話通訳者の事前準備の方法や授業風景を動画等で撮影し、研修やコンテンツとして活用すること等を想定している。)

また、事業実施2年目に研修の実施、コンテンツ等を作成する計画となっているか。

⑤【事業成果の普及・展開】

②～④の事業成果については、全国の大学等が参考にできるようホームページ等により公表する計画となっているか。また、事業の広域的な広がりという観点から、障害のある学生の修学・就職支援促進事業の既存の拠点校等とも連携する計画となっているか。

⑥【達成目標（アウトプット・アウトカム）の設定と自己評価】

進捗状況を明確化する観点から、定量的な指標を用いた達成目標（アウトプット・アウトカム）が設定されているか、このほか、現状分析に基づいて申請事業独自の達成目標（アウトプット・アウトカム）が設定されているか。

また、これらの達成目標を用いて、自己評価を実施し、柔軟に事業を改善できる工夫や仕組みが構想・計画されているか。

⑦【これまでに実施した取組とその関連】（該当がある場合のみ回答）

申請代表校がこれまでに実施した手話通訳等による情報保障等や関係団体と連携する等の手話通訳等に関する支援等の取組がある場合、その実績を踏まえ効果的に実施する計画となっているか。

⑧【補助事業期間終了後の継続性】

補助事業期間終了後、自律的に手話通訳等による支援の推進が可能となる構想・計画となっているか。

2. 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1. ①～⑧の各評価項目について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。

(基準)

A：非常に優れている B：優れている C：妥当である
D：やや不十分である E：不十分である

Ⅲ その他

1. 開示・公開等

- (1) 選定に係る委員会の議事及び会議資料は原則として非公開とする。
- (2) 選定された事業は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (3) 委員会の委員の氏名は審査終了後の適切な時期に公表することとする。

2. 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学等から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わらないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員が当該大学等の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- 委員が当該大学・学校法人等の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合等

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限等

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省に報告しなければならない。
- (3) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。
- (4) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (5) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

